

## 面会規定

2026.4.1

### 《面会の在り方》

面会は、患者・入所者とその家族の生活の質を保つ上で重要である。患者・入所者が家族等と面会することは、精神的な安定をもたらす。

しかしながら当院は、高齢者及び免疫力が低下している患者・入所者が多く入院しているため、易感染状態であり、無制限の面会では、感染の拡大も懸念。また、認知面で理解力が低下してしまっている患者・入所者も入院しており、面会がかえって精神的不安定をもたらす場合もある。療養上の安定と防疫・防犯上の問題、患者・入所者の権利を制限してしまう可能性などを考慮し、規定に沿った面会を実施する必要がある。

### 《目的》

患者・入所者の安寧と安全を守るため、面会人の取り扱いを定める事を目的とする。

### 《面会について》

面会について下記を基本規定とする。

※患者の病状や感染症の流行状況により面会制限となる場合がある。

|      |  |
|------|--|
| 面会者  | 患者関係者（ご家族、親族、友人、職場関係者等）  |
| 人数   | 多人数での面会は控える（1回の面会につき4名までが最良）<br>未就学児は許可が必要   |
| 時間   | 長時間は控える（30分程度）<br>※付き添い等必要な場合は病棟看護師の判断とする。   |
| 面会時間 | 13：00～20：00<br>・夕食の時間帯（17：30～18：30）の面会はお控えいただき、もしくは食事が終了するまで待機していただく。<br>・診療の都合により、予約とすることがある。 |
| 面会場所 | 病室、デイルーム   |

### 《面会人の守るべき事項》

- ① 面会は務めて静かにいき、他の患者に迷惑を及ぼさないこと。
- ② 持参した見舞い品のうち飲食物に類する物はあらかじめ医師の許可を得た上で、その都度看護師に申し出ること。
- ③ 体温測定・マスク着用・手指衛生を行うこと。
- ④ 飲食は禁止とする。（患者・利用者に対しては医師の許可が必要）
- ⑤ カーテンを閉めて面会すること。（大部屋の場合）

### 《面会不可の方》

- ・体調不良の方  
(発熱、席、のどの痛み・倦怠感、下痢、吐き気、皮膚の発疹・水疱、眼の充血)
- ・面会時点で家族や周囲(職場、学校)に感染症の発症者がいる方  
(新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、麻疹、風疹、水痘  
感染性の带状疱疹など)
- ・感染症に罹患した場合  
インフルエンザ・・・発症解熱後2日間経過または6日目以降  
新型コロナウイルス・・・発症後11日目以降

### 《面会の方法》

- ① 問診票の記入(体温測定)していただき、受付で問診票を受け取る。
- ② 面会カードに面会終了時刻を記入し、面会カードをお渡しする。
- ③ ナースステーション前カウンターにて、面会簿の記入をしていただく。
- ④ 面会が終了したら、ナースステーション前カウンターに面会カードを返却していただく。
- ⑤ 病棟職員のICカードによりエレベーターの解除をする。  
※面会時間外や面会制限のある場合、洗濯物の受け渡しは1階の受付ロビーで行う。

### 《面会制限について》

次の事項の場合は面会を制限する場合があります

- ・5類等の感染症が地域でまん延しており、病院内で感染拡大が見込まれる場合
- ・病棟で感染症がまん延している場合

### 《面会制限の規定》

- ① 新型コロナウイルス感染症が病棟でまん延している場合  
・病棟全体を面会禁止とする。
- ② 感染症が地域でまん延している場合(警報発令がある)  
・下記の対応とする。

|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 面会者  | 患者のご家族のみ                            |
| 人数   | 1回の面会は4名まで<br>小学生以下は禁止              |
| 時間   | 15分以内<br>※付き添い等必要な場合は病棟看護師の判断とする    |
| 面会時間 | 13:00~17:00<br>・診療の都合により、予約とする場合がある |
| 面会場所 | 病室、デイルーム                            |